

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」とする。）の改正（令和元年12月4日公布）により、薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする制度が開始。（令和3年8月1日施行）

地域連携薬局

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局



- 認定の有効期間は1年（1年ごとに更新）
- 地方薬事審議会の関与が必要（医薬品医療機器等法施行令第1条の3）
- 行政処分あり（改善命令、認定取消し）

専門医療機関連携薬局

- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局



都における対応(令和3年度)

- 所管部署：東京都健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課（都内全域）
- 審査基準：令和3年1月22日付で、医薬品医療機器等法施行規則の改正省令が公布され、認定基準が決定。
令和3年6月7日付で、東京都薬局等許可審査基準及び指導基準を改正し、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の審査基準を制定。
- 申請手数料：地域連携薬局、専門医療機関連携薬局 新規・更新ともに10,700円
- 対応状況：令和3年4月、地域連携薬局・専門医療機関連携薬局について都内全薬局に周知
令和3年6月7日から事前申請受付を開始。法施行日時点（8月1日）において、地域連携薬局130件、専門医療機関連携薬局4件を認定。その後、随時申請に基づき審査・認定。

都内の地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定件数（令和3年12月末日現在）

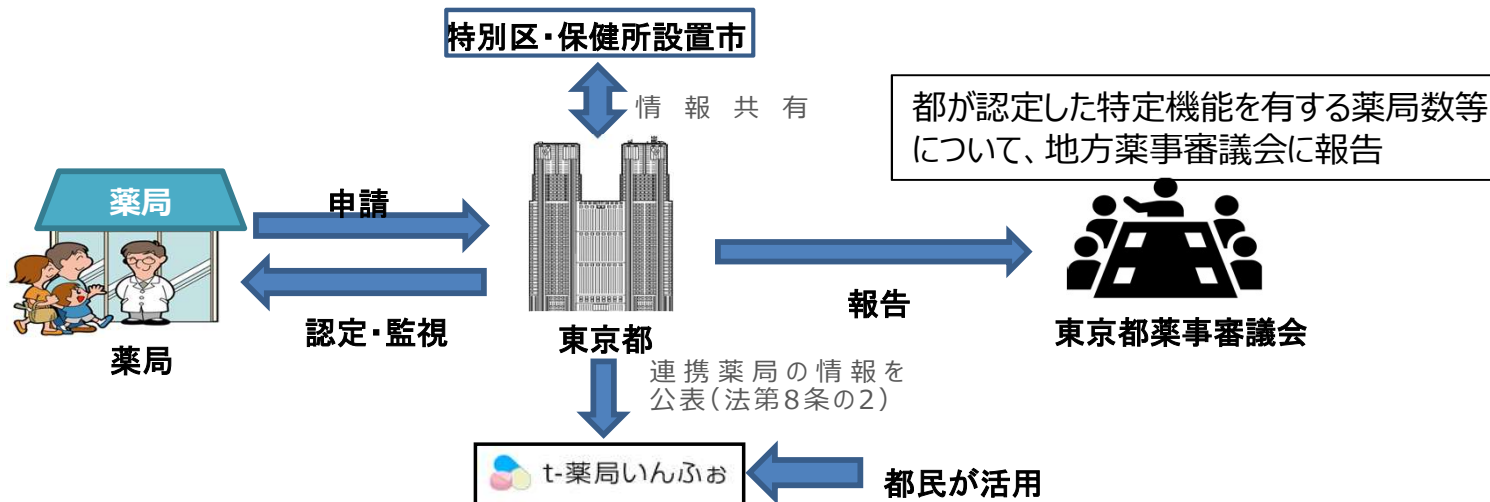
- 地域連携薬局：297件（23区内218件、市町村内79件）
- 専門医療機関連携薬局：7件（23区内7件、市町村内0件）

（都二次保健医療圏・区市町村別の詳細は参考資料1、全国における認定状況（令和3年12月末日現在）は参考資料2参照）

患者・都民への周知（令和3年度）

- ① t-薬局いんぷお（東京都薬局機能情報提供システム）で「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」の認定を受けた薬局を公表（令和3年8月より）
- ② 都民向けの啓発動画「あなたの健康パートナー～かかりつけ薬剤師・薬局及び健康サポート薬局について～（仮称）」（令和3年度中に配信開始予定）において、地域連携薬局等に関して周知
- ③ 「薬と健康の週間」（令和3年10月17日から10月23日まで）において、地域連携薬局等に関する都民向けの「啓発チラシ」を別添のとおり配布（公益社団法人東京都薬剤師会への委託）

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定にかかる東京都薬事審議会の関与



（参考）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の3

法第3条第1項の政令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 法第6条の2第1項の都道府県知事の認定に係る事務（地域連携薬局）
- 二 法第6条の3第1項の都道府県知事の認定に係る事務（専門医療機関連携薬局）

地域連携薬局数について(都内 保健医療圏・区市町村別)

保健医療圏名	区市町村名	地域連携薬局数 (令和3年12月末日現在)	(参考) 薬局数 (令和3年12月末日現在)
区中央部保健医療圏	千代田区	2	157
	中央区	6	142
	港区	10	199
	文京区	5	152
	台東区	12	152
区南部保健医療圏	大田区	19	390
	品川区	10	229
区南西部保健医療圏	渋谷区	3	146
	目黒区	7	150
	世田谷区	17	409
区西部保健医療圏	新宿区	4	245
	中野区	8	176
	杉並区	11	264
区西北部保健医療圏	豊島区	6	173
	北区	10	175
	板橋区	13	283
	練馬区	15	331
区東北部保健医療圏	荒川区	3	108
	足立区	13	305
	葛飾区	14	251
区東部保健医療圏	墨田区	7	143
	江東区	9	228
	江戸川区	14	251
小計		218	5059

保健医療圏名	区市町村名	地域連携薬局数 (令和3年12月末日現在)	(参考) 薬局数 (令和3年12月末日現在)
西多摩保健医療圏	奥多摩町	0	2
	檜原村	0	0
	あきる野市	3	36
	青梅市	2	62
	日の出町	1	4
	羽村市	1	22
	瑞穂町	0	8
	福生市	2	39
南多摩保健医療圏	八王子市	14	234
	日野市	0	76
	多摩市	5	60
	稲城市	1	39
	町田市	10	179
北多摩西部保健医療圏	武蔵村山市	1	30
	東大和市	3	39
	昭島市	3	40
	立川市	3	93
	国分寺市	3	52
	国立市	0	45
北多摩南部保健医療圏	府中市	2	122
	小金井市	1	57
	三鷹市	6	91
	武蔵野市	3	93
	調布市	1	117
	狛江市	2	33
		東村山市	2
北多摩北部保健医療圏	清瀬市	2	43
	東久留米市	3	55
	西東京市	4	95
	小平市	1	89
	島しょ地区		0
小計		79	1923
総計		297	6982



地域連携薬局・専門医療機関連携薬局数（全国 厚生労働省資料）

参考資料 2

都道府県名	地域連携薬局数	専門医療機関連携薬局
北海道	33	4
青森県	8	1
岩手県	10	1
宮城県	29	4
秋田県	3	0
山形県	10	2
福島県	20	0
茨城県	71	2
栃木県	25	1
群馬県	14	4
埼玉県	100	3
千葉県	72	4
東京都	297	7
神奈川県	132	9
新潟県	22	0
山梨県	6	0
長野県	11	7
富山県	12	0
石川県	21	1
岐阜県	12	1
静岡県	42	0
愛知県	44	7
三重県	23	0
福井県	5	0

都道府県名	地域連携薬局数	専門医療機関連携薬局
滋賀県	20	2
京都府	42	0
大阪府	121	2
兵庫県	60	3
奈良県	16	0
和歌山県	4	0
鳥取県	12	0
島根県	8	1
岡山県	25	0
広島県	46	1
山口県	6	1
徳島県	7	1
香川県	13	0
愛媛県	12	2
高知県	8	1
福岡県	33	3
佐賀県	3	2
長崎県	2	0
熊本県	18	1
大分県	7	1
宮崎県	7	0
鹿児島県	15	0
沖縄県	2	0
計	1,509	79

（令和3年12月末日現在）

● 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	医薬品医療機器等法第6条の2	認定基準（医薬品医療機器等法施行規則第10条の2）
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制及び他の薬局を紹介する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

● 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

	医薬品医療機器等法第6条の3	認定基準（医薬品医療機器等法施行規則第10条の3）
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（がんに係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>がんに係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局へのがんの傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ がんの区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対するがんの区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対するがんの区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対するがんの区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績